運　　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十七年一月二十日

海難審判所長　西村　敏和

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二三三五六	横山　巖男	二六・一〇・一
二三三五七	冨岡　栄一郎	〃　・〃　・八
二三三五八	古川　弘	〃　・一一・四
二三三五九	浦山　平男	〃　・〃　・〃
二三三六〇	森　健介	〃　・〃　・六
二三三六一	丸山　宙	〃　・〃　・一〇
二三三六二	水島　正明	〃　・〃　・二〇
二三三六三	小川　泰治	〃　・〃　・五
二三三六四	甲斐　文雄	〃　・〃　・〃
二三三六五	西口　政文	〃　・〃　・〃
二三三六六	大賀　伸	〃　・〃　・〃
二三三六七	渡部　典正	〃　・〃　・〃
二三三六八	大和　秀一	〃　・一二・一
二三三六九	河原　功	〃　・〃　・一五

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
二〇七六	此枝　浩志	二六・一〇・二八	申請抹消

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県塗料製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年１月20日

神奈川労働局長　水野　知親

第４号中「１時間884円」を「１時間894円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年３月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県繊維工業最低賃金（平成22年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年１月20日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間768円」を「１時間777円」に改める。

公　　告

諸　事　項

工場財団

山口県岩国市由宇町南沖二丁目１番１号**東邦工業株式会社**の工場財団に山口県岩国市由宇町南沖7790番地７東邦工業株式会社の工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年１月20日

山口地方法務局岩国支局

大分市大字青崎２番**大分ソーラーパワー株式会社**の工場財団に大分市大字青崎１番地１、１番地２、１番地６、１番地11、２番地、６番地１、６番地３、７番地１、７番地２、７番地３、７番地４大分ソーラーパワーの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年１月20日　　大分地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人下司正明の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年１月20日　　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年１月９日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月20日

高松法務局長　小沼　邦彦

記

氏名　大喜多充夫
所属する司法書士会　香川県司法書士会
登録番号　香川第157号
事務所の所在地　香川県三豊市山本町辻503番地１
違反行為　業務外行為

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成27年１月９日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年１月20日

高松法務局長　小沼　邦彦

記

氏名　大喜多充夫
所属する土地家屋調査士会　香川県土地家屋調査士会
登録番号　香川第490号
事務所の所在地　香川県三豊市山本町辻503番地１
違反行為　業務外行為

三養基土地改良区役員の退任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年１月20日

九州農政局長　井上　　明

退任

役職	氏名	住所
理事	野口　儀憲	福岡県久留米市城島町下田204番地
〃	田中　隆義	福岡県久留米市城島町下田464番地６

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月20日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中部パークシステム株式会社　奥田　隆庸　岐阜県大垣市中川町４丁目157番地３　国土交通大臣許可（般―25）第25114号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月20日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東海セキノ興産　関野　光俊　愛知県小牧市大字大草字上坂6355番地３　国土交通大臣許可（般―23）第24100号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、板金工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月25日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。